

土木委員会
説明資料

**付託案件
(予算関係議案)**

令和6年度6月補正 土木委員会所管予算総括表（予算科目別集計表）

一 般 会 計

(単位：千円)

科 目 (款 項)	既 定 額	補 正 額	補 正 後 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				国庫支出金	分・負担金	寄 付 金	県 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	6,136,562	69,954	6,206,516	69,954					
1 総務管理費	241,966	0	241,966						
2 企画開発費	5,894,596	69,954	5,964,550	69,954					
8 土 木 費	84,518,571	0	84,518,571						
1 土 木 管 理 費	4,026,707	0	4,026,707						
2 道路橋りょう費	49,235,068	0	49,235,068						
3 河 川 費	15,159,013	0	15,159,013						
4 砂 防 費	6,063,711	0	6,063,711						
5 都 市 計 画 費	9,156,081	0	9,156,081						
6 住 宅 費	877,991	0	877,991						
11 災 害 復 旧 費	4,353,053	0	4,353,053						
2 土木施設災害復旧費	4,317,053	0	4,317,053						
3 災害関連事業費	36,000	0	36,000						
13 諸 支 出 金	233,318	0	233,318						
1 繰 出 金	233,318	0	233,318						
土木委員会所管一般会計 計	95,241,504	69,954	95,311,458	69,954					

【土木委員会所管一般会計 部別内訳】

県土整備部	78,837,552	0	78,837,552						
都市建築部	16,403,952	69,954	16,473,906	69,954					

所 属	都市建築部都市公園・交通局公共交通課		
係 名	地域交通係	内線	4935

新 自動運転による公共交通サービス導入に向けた取組みの推進

- 1 事業費 69,954 (0 → 69,954)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 69,954 | 委託料 68,981 |

2 背景・事業目的

運転手不足等によるバス路線の廃止や減便、タクシーの不足など、地域における「移動の足」を維持・確保していくことが困難となっている。

このため、これまでの運転手不足対策に加え、運転手を必要としない自動運転バス等の導入に向けた取組みを推進する。

3 事業概要

岐阜県自動運転社会実装推進事業費 (69,954 千円)

自動運転による公共交通サービスの導入を検討している多治見市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市を対象として、想定される運行ルートにおける課題の調査及び自動運転の実現に向けた工程表の作成などを行う。

(款) 2 総務費 (項) 2 企画開発費 (目) (11) 交通対策費 (明細書事業名) ○総合交通対策推進費 地域交通対策費
--

**付託案件
(条例その他議案)**

のうひ
濃飛2号橋工事の委託契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 地域連携推進事業（一般国道改築分）濃飛横断自動車道

（仮称）濃飛2号橋（JR工事委託分）橋梁上下部工事

工事場所：中津川市千旦林^{せんだんばやし} 地内

工事概要：濃飛横断自動車道は、高規格幹線道路である東海北陸自動車道と中央自動車道とを連絡し、岐阜県の高速交通体系を補完する路線として位置付けられている。本事業は、広域的なアクセス軸を形成し、速達性・定時性を確保するほか、JR中央本線美乃坂^{みのさか}本^{もと}駅北側に新たに設置予定のリニア岐阜県駅（仮称）へのアクセス道路としての機能を確保することを目的として整備を進めている。

本工事は、（国）257号 濃飛横断自動車道中津川工区のうち、JR中央本線との交差部分について、橋梁上部工及び下部工を施工するものである。

工事内容：（仮称）濃飛2号橋

橋梁下部工

本線橋 P3橋脚（直接基礎）N=1基

Bﾗﾝﾌﾟ橋 P2橋脚（直接基礎）N=1基

Cﾗﾝﾌﾟ橋 P2橋脚（直接基礎）N=1基

橋梁上部工（架設）

本線橋 橋長L=58.5m 幅員W=8.0m 鋼重216.0t

Bﾗﾝﾌﾟ橋 橋長L=58.5m 幅員W=5.5m 鋼重204.0t

Cﾗﾝﾌﾟ橋 橋長L=58.5m 幅員W=5.5m 鋼重205.2t

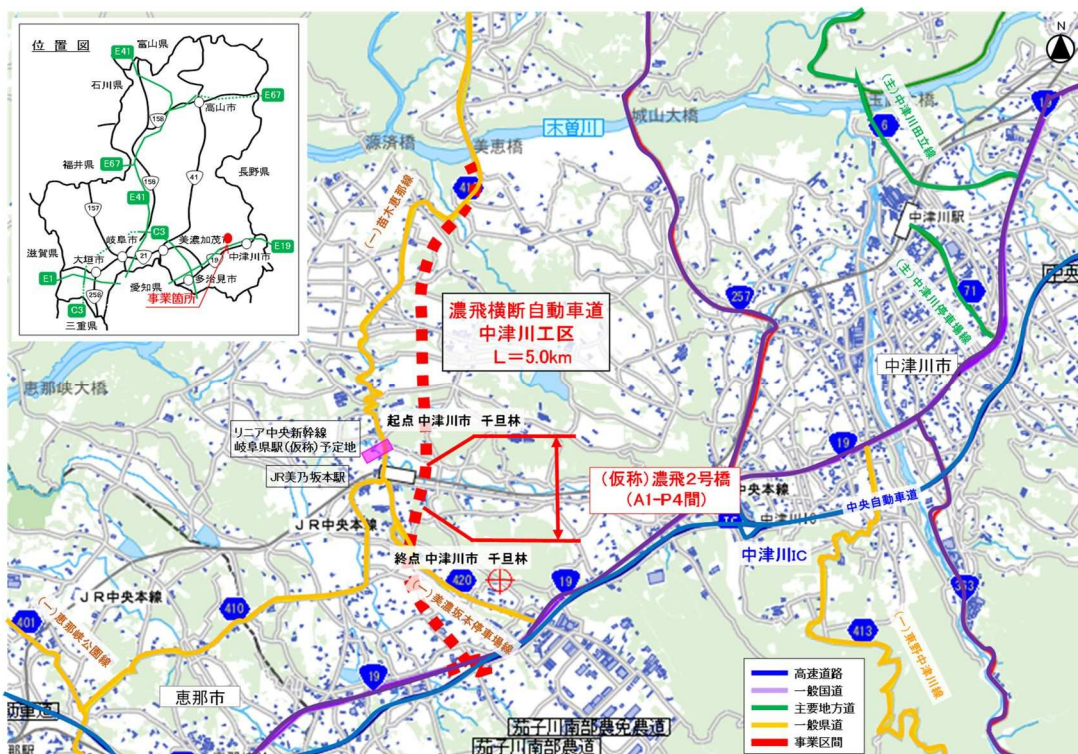
工 期：契約日から令和9年10月まで（約40カ月間）

契約金額：2,266,000,000円（税込）

契約方法：随意契約

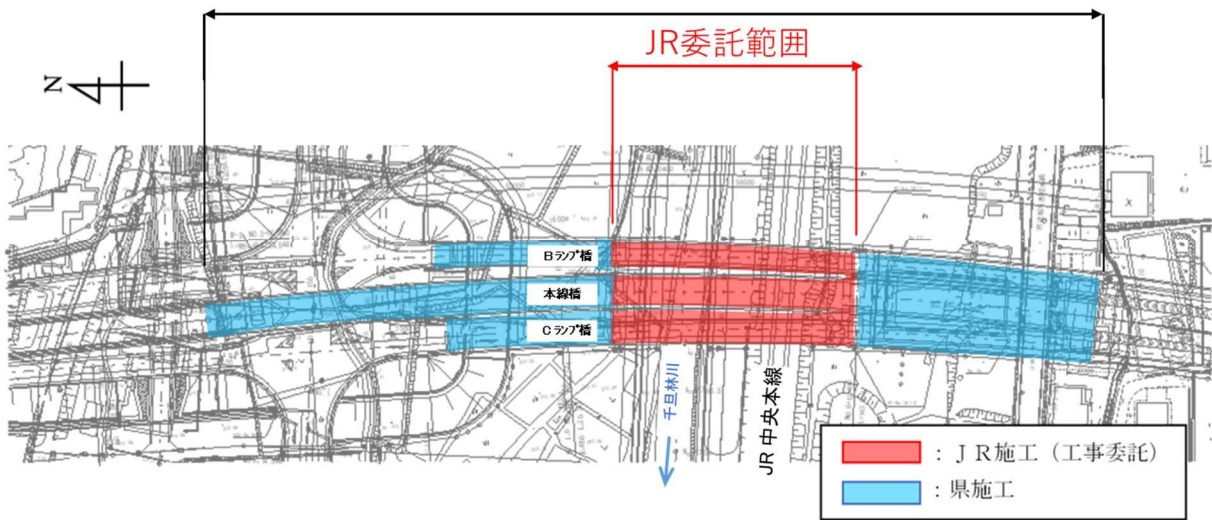
契約の相手方：東海旅客鉄道株式会社

位 置 図

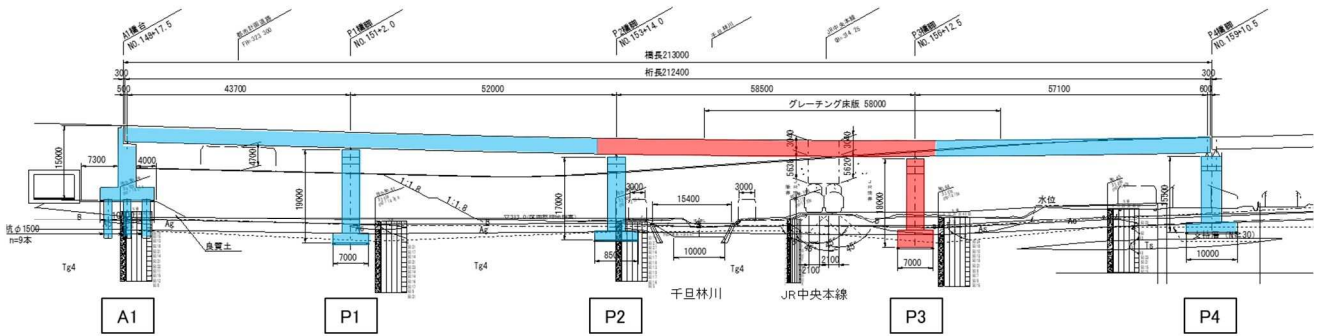


【平面図】

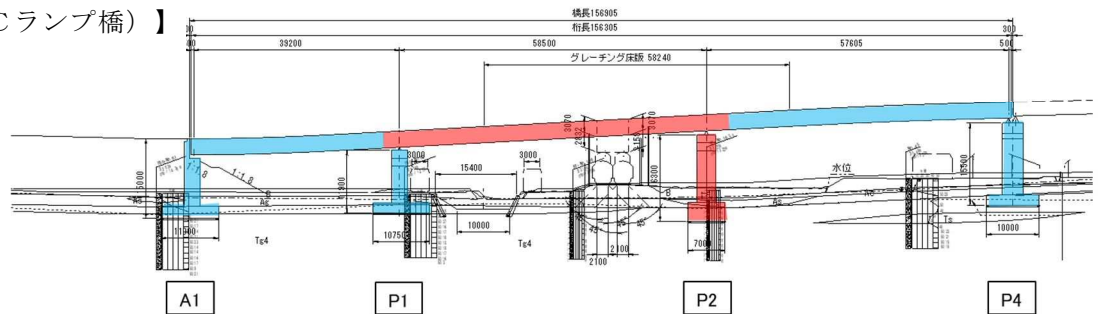
(仮称) 濃飛2号橋 (A1-P4)



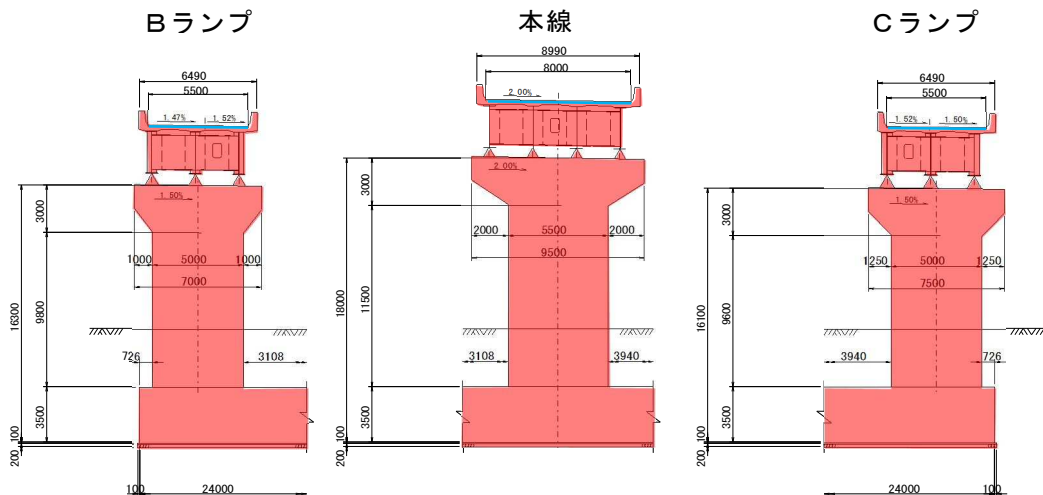
【側面図 (本線橋)】



【側面図 (B・Cランプ橋)】



【横断面図】



新藍川橋下部工事の請負契約の変更について

県土整備部道路建設課

工 事 名 : 公共 道路改築事業 (仮称) 新藍川橋下部工事

工事場所 : 岐阜市加野 地内

工事概要 : 主要地方道川島三輪線は、各務原市から岐阜市に至る延長約18kmの路線であり、第2次緊急輸送道路に指定されている重要路線である。本事業は、昭和43年に建設された長良川を渡る藍川橋が供用後50年以上経過し、老朽化が著しく進行しているため、4車線化事業に合わせた架け替えを行い、道路利用者の利便性向上を図ることを目的として整備を進めている。本工事は、(仮称)新藍川橋の下部工事のうち、P2橋脚の整備を行うものである。

工事内容 : 橋梁下部工

P2橋脚 (ニューマチックケーソン基礎) N=1基

工 期 : 令和4年10月6日 から 令和7年3月20日まで (約29ヶ月)

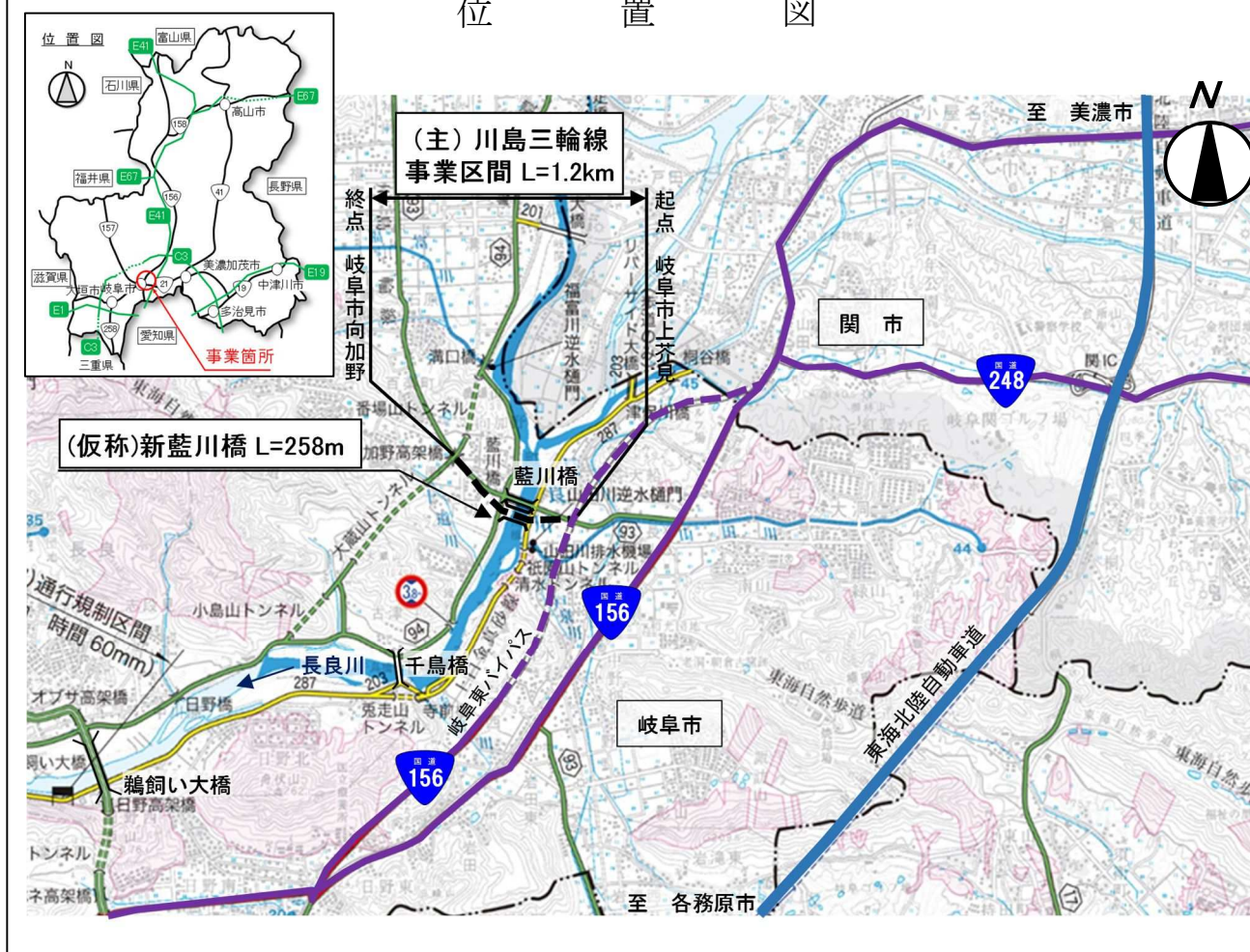
契約の相手方 : 市川・玉田特定建設工事共同企業体

当初契約額 : 1,061,500,000円 (税込)

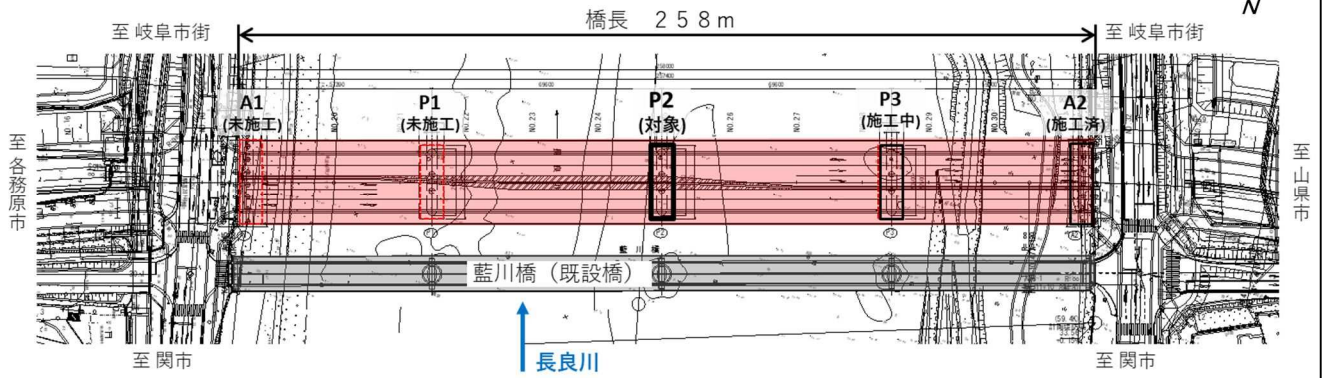
変更契約額 : 1,052,932,100円 (税込) (8,567,900円減)

変更理由 : 残土処分量の減少に伴い、契約金額を減額する。

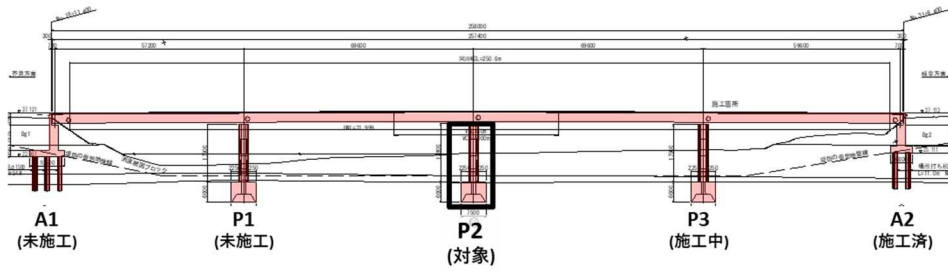
位 置 図



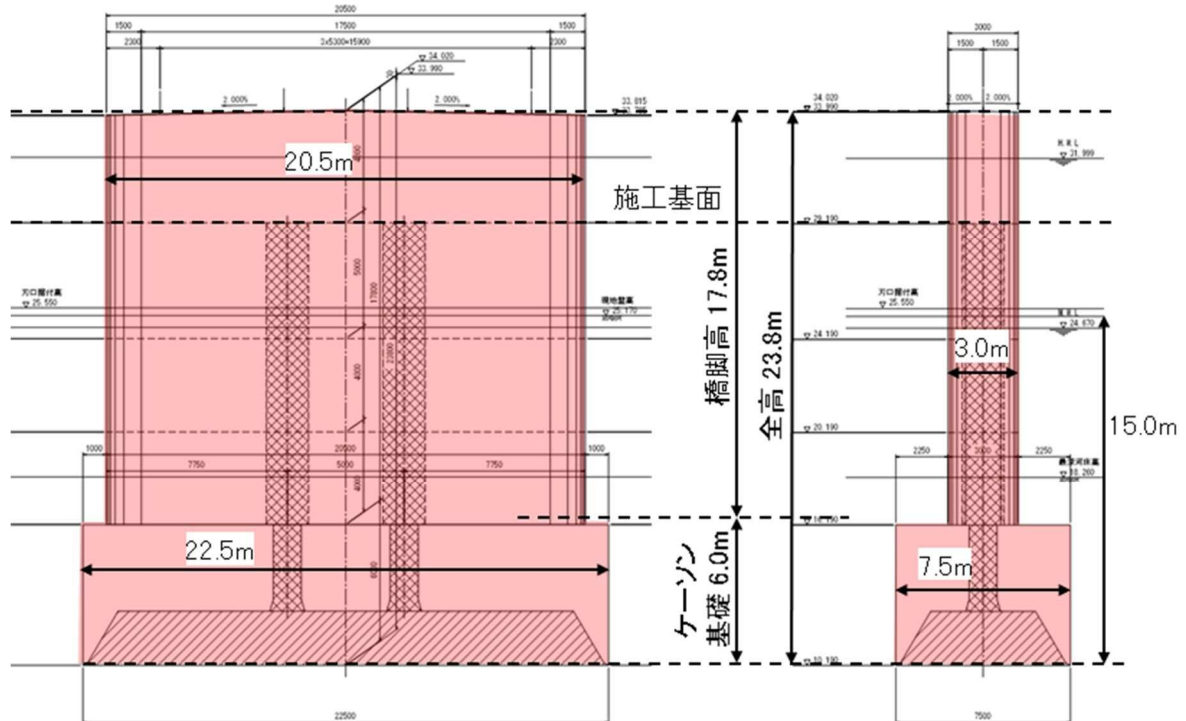
【平面図】



【側面図】



【標準横断図(P2 橋脚)】



徳山ダム上流域の山林の取得について

都市建築部水資源課

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町樫原字扇谷奥山394番30ほか（計21筆）
- 2 取得予定面積 6,520,096.89㎡（土地全体の面積）
170,264.34㎡（持分割合換算面積）
- 3 所有者 小坂輝秀 ほか7名
- 4 取得予定金額 18,899,333円
- 5 取得の方法 買収

(1) 今議会上程分の概要

	筆数	土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合(C) ((B)÷17,700ha×100)	取得(予定)金額
完全取得する山林	0筆	0.0ha	0.0ha	0.00%	0千円
持分取得する山林	21筆	652.0ha	17.0ha	0.10%	18,899千円
合計	21筆	652.0ha	17.0ha	0.10%	18,899千円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 既取得分と今回上程分の合計

	筆数	土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合(C) ((B)÷17,700ha×100)	取得(予定)金額
完全取得する山林	1,841筆	6,974ha	6,974ha	39.40%	7,845百万円
持分取得する山林	382筆	10,666ha	9,691ha	54.75%	10,884百万円
合計	2,223筆	17,640ha	16,665ha	94.15%	18,729百万円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

<参考>

17,700ha(取得対象面積)－16,665ha(既取得分と今回上程分の合計)＝1,035ha(残取得分：5.85%)

新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

県土整備部河川課

1 概要及び経緯

新丸山ダム建設事業は、木曾川水系木曾川の加茂郡八百津町八百津及び可児郡御嵩町小和沢地先の既設の丸山ダムをかさ上げし、治水機能等を高める事業である。

昭和55年度に実施計画調査に着手し、平成2年5月に特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項の規定により、建設大臣（現国土交通大臣）が「新丸山ダムの建設に関する基本計画」を策定した。以降、平成17年6月及び平成27年7月の2回の変更を経て現行の基本計画となっている。

今回、基本計画の変更を行うにあたり、同法第4条第4項の規定により、国土交通大臣から知事意見が求められており、意見を述べようとする際には、事前に県議会の議決を受けることも同法に規定されていることから、議案として提出するものである。

2 変更の内容及び理由

(1) 建設に要する費用の概算額（総事業費）

○変更内容

【変更前】 約2,000億円〔岐阜県負担額 約140億円〕

【変更後】 約4,100億円〔岐阜県負担額 約291億円〕

○変更理由

物価や人件費の上昇、地質条件変更に伴う構造の変更等によるもの。なお、重金属対応に伴う要対策土の判定方法の工夫によるコスト縮減を図っている。

○内訳

社会情勢の変化（物価・人件費上昇など）	約+1,070億円
現場条件の変更（地質条件変更に伴う構造変更など）	約+790億円
リスク対策費計上	約+270億円
コスト縮減（重金属対応に伴う要対策土の判定方法の工夫）	約-30億円
合計	約+2,100億円

(2) 工期

○変更内容

【変更前】 昭和55年度～平成41年度（令和11年度）

【変更後】 昭和55年度～令和18年度

○変更理由

近年の出水に伴う工程への影響、働き方改革関連法を踏まえた工期の確保等によるもの。なお、本体打設機械の大型化等による工期短縮を図っている。

○内訳

転流工の被災等に伴う工期の延伸	+46ヶ月
施工計画の変更に伴う工期の延伸	+4ヶ月
模型実験の結果を踏まえたダム形状の変更に伴う工期の延伸	+13ヶ月
地質の変更に伴う工期の延伸	+8ヶ月
働き方改革関連法に基づく工程の確保に伴う工期の延伸	+37ヶ月
工期短縮（本体打設機械の大型化による工期短縮など）	-24ヶ月
合計	+84ヶ月（7年）

3 基本計画の変更に対する意見の内容

新丸山ダムの建設に関する基本計画を変更することについては、附帯意見を付した上で異議がないものとする。

(附帯意見)

1. 新丸山ダムの建設は、昭和58年の大水害を踏まえ、下流を洪水被害から守る事業であることから、安全第一のもと、更なる工期短縮に最大限努め、早期完成を図ること。
2. 事業の実施に当たっては、県財政への影響にも鑑み、最新の知見や技術を取り入れ、不断のコスト縮減及び事業予算の平準化に最大限努めること。
3. 地元の意向を尊重し、周辺道路の早期整備に努めるなど、水源地域の整備と振興が着実に進められるよう、より一層協力すること。
4. 工期延伸について、地元住民へ丁寧の説明すること。

